

平成25年4月26日
周南社協細則第13号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市鹿野高齢者生産活動センター運営会議細則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）公益事業管理運営規程（平成18年周南社協規程第67号。以下「規程」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 周南市鹿野高齢者生産活動センターの運営に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 運営会議の委員は、次に掲げるもので組織する。

- (1) 本会副会長
- (2) 鹿野地区社会福祉協議会副会長
- (3) 鹿野支部長
- (4) 担当職員
- (5) 鹿野高齢者生産活動センター参加者代表

(委員長)

第4条 運営会議に委員長を置き、本会副会長の職にある委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営会議を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営会議は、年2回（4月、11月）とする。
- 3 運営会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 5 運営会議は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運営会議の庶務は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会鹿野支部鹿野高齢者生産活動センターにおいて処理する。

附 則（平成16年10月26日）

この細則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。